

札幌土地家屋調査士政治連盟規約

令和7年2月14日 改正

第1章 総則

(名称・所在地)

第1条 本連盟は、札幌土地家屋調査士政治連盟（以下「本連盟」といい、略称を「札幌調政連」とする）と称し、主たる事務所を札幌市に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、土地家屋調査士制度の充実・発展のための政治活動を行うことによって、土地家屋調査士の地位の向上を図るとともに不動産登記制度及び国民の権利擁護に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全国土地家屋調査士政治連盟（以下「全調政連」という）との連携及び情報の交換
- (2) 政治資金規正法に基づく政治活動
- (3) その他本連盟の目的達成のために必要な事業及び広報活動

(組織)

第4条 本連盟は、第2条の目的に賛同した札幌土地家屋調査士会会員をもって組織する。
2 会員が本連盟に入会する場合は、別に定める様式による入会届を提出しなければならない。退会する場合も同様とする。

第2章 役員

(役員)

第5条 本連盟に次の役員をおく。

| | |
|------|-------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 4名以内 |
| 幹事長 | 1名 |
| 副幹事長 | 4名以内 |
| 幹事 | 12名以内 |

| | |
|---------|------|
| 会計責任者 | 1名 |
| 会計責任者職務 | 1名 |
| 代行者 | |
| 監事 | 2名以内 |
| 予備監事 | 1名 |
| 相談役 | 若干名 |
| 顧問 | 若干名 |

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は大会において選出する。

- 2 役員任期は就任後第2回目の定時大会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 任期満了した役員等は新たに選任される役員等が選任されるまでは引き続きその職務を行う。

(役員職務)

第7条 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は差し支えあるときは、予め定める順位に基づきその職務を代理し、欠員のときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故又は差し支えあるときは、副幹事長がその職務を代理し、幹事長が欠員のときは次の大会までその職務を代行する。
- 5 幹事は、幹事長及び副幹事長を補佐して会務を分掌し、幹事長及び副幹事長に事故又は差し支えあるときは、幹部会の定めるところによりその職務を代理し、欠員のときは次の大会までの職務を代行する。
- 6 会計責任者は、本連盟の経理全般の職務を行う。会計責任者に事故あるときは職務代行者がその職務を代行する。
- 7 監事は、本連盟の資産及び会計の状況を監査する。

第3章 議決、執行機関

(大会)

第8条 会長は、毎年一回の定時大会とその他必要に応じ臨時大会を招集する。

(大会の構成員)

第9条 大会は全会員で組織する。

(大会の議事)

第10条 大会の議長は、その都度大会において選任する。

- 2 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会員は委任状を提出して出席に代えることができる。

(大会の議決事項)

第11条 大会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 運動方針
- (3) 規約の制定・改廃
- (4) 予算及び決算
- (5) その他事業執行に関する重要事項

(幹部会)

- 第12条 幹部会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計責任者、監事並びに必要なときは会長の指名するオブザーバーをもって構成し、会長が召集する。
- 2 幹部会は、大会への提案事項及び事業執行に関する重要事項を審議する。
 - 3 幹部会は、構成員の過半数をもって成立し、その議事は出席者の過半数で可決し、可否同数のときは会長が決する。
 - 4 幹部会には、顧問及び相談役の出席を求めることができる。

(常任幹部会)

第13条 常任幹部会は、会長、副会長、幹事長、会計責任者並びに必要なときは会長の指名するオブザーバーをもって構成し、会長が召集する。

第4章 会計及び事業年度

(経費)

第14条 本連盟の経費は、会員一人当たり年額12,000円の会費のほか寄付金その他の収入をもって支弁する。

(寄付金)

第15条 本連盟は、本連盟の目的、事業に賛助する個人又は団体から寄付金を受けることができる。

(予算及び決算)

第16条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。

(会計年度及び会計監査)

第17条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 会計責任者は、本連盟の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査報告書を付して大会に報告しなければならない。

(予算成立前の支出)

第18条 会長は、毎会計年度終了後の予算が大会の承認を得るまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費に限り、幹部会の承認を得て支出することができる。

第5章 補 則

(顧問及び相談役)

第19条 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、幹部会の議を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の途中において退任したときは、そのときに退任するものとする。

(補則)

第20条 本規約に定めなき事項については、幹部会で決定する。

附 則

この規約は、

平成13年6月18日から施行する。

平成14年5月21日改正

平成15年6月24日改正

平成18年3月31日改正

平成26年1月1日改正

附 則（第5条、第14条）

（施行期日）

この規約は、令和7年2月14日から施行する。ただし、第14条は、令和8年1月1日から施行する。